

協議第 3 1 号

環境対策事業（協定項目 2 2 - 8 ）について

環境対策事業について、別紙のとおり提出する。

平成 1 7 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会  
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	22 - 8 環境対策事業		整理番号		事務事業名	
調整方針案	<p>環境対策事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集団資源回収事業については、合併時に再編する。</li> <li>2. ゴミ減量化対策については、合併時に再編する。</li> <li>3. 環境衛生事業補助金については、合併時に廃止する。</li> <li>4. 水質に関することについては、現行どおり存続する。</li> <li>5. 地球温暖化対策については、合併後に再編する。</li> </ol>					
項目	現況			調整内容		
	東村	吾妻町				
1. 集団資源回収事業	<p>[対象団体] 地域の各種団体(回収団体)。 [対象品目] 古紙類・古布類・金属・非鉄金属・容器リサイクル法に定められた品目等。 [奨励金額] 回収団体・・・1人あたり200円とし、それに参加人数を乗じた額を交付金額。</p>	<p>[対象団体] 集団による資源回収活動を実施している各種団体。 [対象品目] 古紙類・古布類・金属類及び容器リサイクル法に定められた品目等。 [奨励金額] 回収団体・・・換算回収量に3円を乗じた額とし、1回あたりの交付額を15,000円を上限、下限を5,000円として年3回を限度に交付。 回収業者・・・換算回収量に3円を乗じた額とし、その算出額が5,000円に満たないときは5,000円。1回あたりの交付額は10万円を上限。</p>		<p>【調整の区分】 合併時に再編する。 【具体的な調整方針案】 助成方法等の整備を図り、新町の要綱等を策定する。 なお、業者への補助金については要綱等策定時に廃止等を含め検討する。 【調整方針の理由】 地域住民の資源有効活用に対する意識向上を図るために、新町においても存続を図る。</p>		
2. ゴミ減量化対策	<p>一般家庭から排出される生ごみを分解するための施設でコンポスト容器および電気式生ごみ処理機を購入した場合に補助金を交付。 補助額 購入金額の2分の1 上限は電気式生ごみ処理機20,000円 コンポスト容器は1,000円</p>	<p>町内の一般家庭で新たに購入設置した生ごみ処理機等とする。 補助額 購入金額の3分の1以内 上限は生ごみ処理機は20,000円 コンポスト容器は2,000円</p>		<p>【調整の区分】 合併時に新町で再編する。 【具体的な調整方針案】 2町村共に同様の事業であるが、補助対象補助額等を次により調整。 補助額：購入額の1/2、20,000円上限。</p>		

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
			<p>対象：電動生ごみ処理機・コンポスト容器</p> <p>【調整方針の理由】 ごみ減量化・生ごみリサイクルの推進。</p>
3．環境衛生事業補助金	該当なし	吾妻町衛生組合で斡旋。 防疫用殺虫剤等購入斡旋価格の約3割を衛生組合で負担。	<p>【調整の区分】 合併時に廃止する。</p>
4．水質に関すること	該当なし	泉沢地内迦葉に不法投棄された産業廃棄物の埋立地の下流において、有害物質が流出する恐れがあるため定期的に検査を実施。	<p>【調整の区分】 現行どおり引継ぎ存続とする。</p> <p>【具体的な調整方針案】 現行のまま調査を続行する。</p> <p>【調整方針の理由】 当該地区住民不安解消のための事業であり、継続が必要である。</p>
5．地球温暖化対策	該当なし	<p>[目的] 本町の事務・事業に関し、自ら事業者・消費者として温室効果ガスの排出量の抑制に関する取組を実施することにより、地球温暖化対策の推進を図る</p> <p>[内容] 本町（本町区域内に位置する吾妻広域町村圏振興整備組合の事務・事業を含む）管理施設における全ての事務・事業（他者に委託実施している事務・事業を除く）を対象とし、平成14年度から18年度までの5ヶ年で5%の温室効果ガス排出量の削減を目標とする。</p>	<p>【調整の区分】 吾妻町にならい、合併後に新町で再編。</p> <p>【具体的な調整方針案】 合併後、新町において、地球温暖化対策プログラムを策定。</p> <p>【調整方針の理由】 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第八条、都道府県及び市町村は、基本方針に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（以下この条において「実行計画」とい</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
		<p>[取り組み]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気・燃料の使用に係る取組</li> <li>2. 自動車の利用に係る取組</li> <li>3. 水の利用に係る取組</li> <li>4. 紙の使用に係る取組</li> <li>5. 廃棄物の発生に係る取組</li> <li>6. その他物品等に係る取組</li> <li>7. 建築物の建築・管理等にあたっての取組</li> <li>8. 修理・解体段階での取組</li> </ol>	<p>う。)を策定するものとする。</p> <p>2 都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>3 都道府県及び市町村は、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガスの総排出量を含む。）を公表しなければならない</p>